

## 令和7年度有田市エネルギー価格高騰対策支援金について

エネルギー価格の高騰による影響を考慮し、自ら管理運営する施設の既存設備を新型省エネ設備に更新する自治会等に対し、自治会等の活動におけるエネルギー使用にかかる経費の負担を軽減するため、予算の範囲内においてエネルギー価格高騰対策支援金を交付します。

## 【交付対象】

自治会

## 【交付対象】

自治会が管理運営する集会所の冷暖房設備や照明設備の更新に係る経費。

- (1) 更新した設備に係る設計費、設備費及び工事費
- (2) 既存の設備に係る撤去費及び処分費

## 【交付の額】

- ・ 1施設につき150万円を上限とする。
- ・ ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- ・ この交付金は、1施設につき1回限りとする。

## 【交付申請時の提出書類】

- (1) 有田市エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 施設全体の配置図又は建物外観の写真
- (3) 既存設備の現況写真
- (4) 交付対象事業に係る経費の見積書等の写し
- (5) 自治会の角印持参
- (6) 自治会の通帳写し（口座番号・氏名が分かる部分）

## 【申込受付期間】

- ・ 防災安全課へ令和7年5月30日（金）まで

## 【工事終了後の提出書類】

- (1) 有田市エネルギー価格高騰対策支援金実績報告書（様式第5号）
- (2) 更新した設備の設置状態が確認できる写真
- (3) 更新した設備のメーカー、製造年、型式、エネルギー消費効率を確認できるもの
- (4) 交付対象経費の支払（領収書・請求書）を証する書類の写し
- (5) 有田市エネルギー価格高騰対策支援金交付請求書（様式第7号）
- (6) 自治会の角印持参

■エネルギー基準（必ず工事業者と確認してください）

別表（第4条関係）

設備種別			要件
LED 電灯器具			省エネ基準達成率（目標年度 2020 年度）が 100%以上であること
LED ランプ			省エネ基準達成率（目標年度 2017 年度）が 100%以上であること
エアコン	家庭用	直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別に制御するものを除く）	省エネ基準達成率（目標年度 2010 年度）が 100%以上であること
		その他のもの	省エネ基準達成率（目標年度 2012 年度）が 100%以上であること
	業務用		省エネ基準達成率（目標年度 2015 年度）が 100%以上であること